




かながわ読書のススメ

第四次神奈川県子ども読書活動推進計画

子どもにとって読書は、言葉を学び、感性を磨き、
表現力を高め、創造力を豊かなものにし、
人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

神奈川県教育委員会では、平成31年3月に
「かながわ読書のススメ～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画～」を
策定しました。



友のように
いつも そばに
一冊の本を

～本との出会い、本から拓く 思いやり 心のつながりを大切に～

- ◇ 本との出会いを楽しみにする子
- ◇ 本から学び、知ることの喜びを感じる子
- ◇ 本から感じ、思いやりの心を養い育てる子
- ◇ 本を糧とし、自立した人間として生きる力につなげる子
- ◇ 本を生活に活かし、社会とかがわる子

はじめに

子どもにとって読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

国では、平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、同法を踏まえ、平成 14 年 8 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。そこで、県教育委員会では、平成 16 年 1 月に「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」(第一次計画)を、平成 21 年 7 月に「第二次計画」を、平成 26 年 4 月に「第三次計画」を策定し、家庭や地域、学校等や関係機関・団体等における子どもの読書活動の推進を図るため、さまざまな取組を実施してきました。特に、第三次計画の期間中には、読み聞かせなどの活動を行うボランティア団体が増え、県立図書館を中心に市町村立図書館等との間の図書の相互貸借が活発になるなど、読書環境の整備が進んできました。

このたび、これまでの取組の成果と課題をふまえ、子どもたちの読書活動をさらに推進し、すべての子どもがそれぞれの状況に応じて、本に親しみ、自主的に読書を行えるよう、今後 5 年間の県の施策の具体的な方向を示す「第四次計画」を策定することとしました。

この計画では、『友のように いつも そばに 一冊の本を』～本との出会い、本から拓く 思いやり 心のつながりを大切に～をスローガンに、「小・中学生、高校生における平日の一日の読書量が 10 分以上の子どもの割合」を数値目標として位置づけました。また、デジタル、IT 社会の到来等により、ゲームやスマートフォンのアプリの急速な普及など子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しており、成長に伴い相対的に子どもの読書の関心度合いが低くなっています。このため、重点取組『子どもと本とをつなぐ』プロジェクトに、「ファミリー読書の推進」や「図書館の利用促進」などと共に、新たに「子どもの読書への興味・関心の向上」を掲げ、子どもの読書活動に携わる多くの方々との連携のもと、積極的に取り組むこととしました。皆さまには、より一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

本計画の策定にあたり、県の子ども読書活動の推進にご協力をいただいております「神奈川県子ども読書活動推進会議」の委員の方々をはじめ、県民の皆さまから貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに対し深く感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月

神奈川県教育委員会

目 次

	ページ
第1章 子どもの読書活動をめぐる動向	1
Ⅰ 子どもにとっての読書活動の意義	1
Ⅱ 子どもの読書活動をめぐる国・本県・県内市町村の動向	1
1 国と本県の動向	
2 県内市町村の動向	
Ⅲ 子どもの読書活動の状況	2
1 本県の子どもの読書活動の状況	
2 読書環境の変化	
第2章 第三次計画期間における取組	4
Ⅰ 取組の成果	4
1 家庭における子ども読書活動推進の取組の成果	
2 地域における子ども読書活動推進の取組の成果	
3 学校等における子ども読書活動推進の取組の成果	
4 関係機関・団体等における子ども読書活動推進の取組の成果	
5 子どもの読書活動の普及啓発の推進における成果	
Ⅱ 課題	7
第3章 第四次計画の基本的な考え方と推進体制	8
Ⅰ 基本的な考え方	8
1 スローガン	
2 めざす子どもの姿	
3 第四次計画の目標	
4 基本方針	
(1) 子どもが読書に親しむことを支える人づくり	
(2) 子どもが読書に親しむための環境づくり	
(3) 子どもが読書に親しむための情報収集・発信	
5 5つの方策	
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	
(2) 地域における子どもの読書活動の推進	
(3) 学校等における子どもの読書活動の推進	
(4) 専門・関係機関及び団体等における子どもの読書活動の推進	
(5) 子どもの読書活動の普及啓発の推進	
6 取組の期間	
Ⅱ 推進体制	11
1 県の推進体制	
(1) 神奈川県子ども読書活動推進会議等の開催及び啓発	
(2) 社会教育主事会議等における検討	
2 市町村との連携・協力体制	
(1) 県・市町村生涯学習・社会教育主管課長会議を活用した連携・協力	
(2) ホームページ「かながわ読書のススメ」の活用	
3 専門・関係機関及び団体等との連携・協力体制	

第4章 第四次計画推進のための方向性	13
Ⅰ 「子どもと本とをつなぐ」プロジェクトの5つのアクション	13
1 ファミリー読書の推進	
2 子どもの読書への興味・関心の向上	
3 読書ボランティアの養成及び（学校）司書への支援	
4 図書館の利用の促進	
5 学校等、専門・関係機関及び団体等の連携・協働の促進	
Ⅱ 具体的取組	14
1 子どもが読書に親しむことを支える人づくり	14
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	
(2) 地域における子どもの読書活動の推進	
ア 図書館等における人づくり	
イ 公民館等における人づくり	
(3) 学校等における子どもの読書活動の推進	
ア 学校等における成長に応じた子どもの読書活動の推進	
(ア) 幼稚園等における読書活動の推進	
(イ) 小学校・中学校における読書活動の推進	
(ウ) 高等学校等における読書活動の推進	
(エ) 特別支援学校における読書活動の推進	
(オ) 子どもの読書への関心を高める取組	
イ 一人ひとりに応じた読書活動の推進～支援を要する子どもへの対応～	
(4) 専門・関係機関及び団体等における子どもの読書活動の推進	
ア 支援を要する子どもに向けた読書活動の推進	
イ 企業等とのかかわりにおける読書活動の推進	
ウ 関係機関及び団体等における読書活動の推進	
(5) 子どもの読書活動の普及啓発の推進	
2 子どもが読書に親しむための環境づくり	24
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	
(2) 地域における子どもの読書活動の推進	
ア 図書館における環境づくり	
イ 公民館等における環境づくり	
(3) 学校等における子どもの読書活動の推進	
ア 学校図書館を利用した読書活動の推進	
イ 学校等と専門・関係機関及び団体等との連携における読書活動の推進	
(4) 専門・関係機関及び団体等における子どもの読書活動の推進	
ア 支援を要する子どもに向けた読書活動の推進	
イ 大学等とのかかわりにおける読書活動の推進	
ウ 専門・関係機関及び団体等における子どもの読書活動の推進	
(5) 子どもの読書活動の普及啓発の推進	
3 子どもが読書に親しむための情報収集・発信	33
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	
(2) 地域における子どもの読書活動の推進	
(3) 学校等における子どもの読書活動の推進	
(4) 専門・関係機関及び団体等における子どもの読書活動の推進	
(5) 子どもの読書活動の普及啓発の推進	
基本方針における5つの方策の具体的取組	35
Ⅲ 第四次計画の体系	38
【参考資料・情報提供】	39

本計画での用語の内容

用語	内容
子ども	0歳から概ね18歳までの者
幼稚園等	幼稚園、保育所、認定こども園
学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び義務教育学校
学校等	保育所、認定こども園及び学校
県立高等学校等	県立高等学校及び県立中等教育学校
高等学校等	県立高等学校、県立中等教育学校、市立高等学校、私立高等学校及び私立中等教育学校
県立図書館	神奈川県立図書館
県立の図書館	神奈川県立図書館及び神奈川県立川崎図書館
市町村立図書館	市町村が設置した図書館(公民館図書室を含む)
公立図書館	県立の図書館及び市町村立図書館
学校図書館	学校に設置されている図書館
学校図書館ボランティア	学校の読書活動にかかわるボランティア
読書ボランティア	地域の読書活動や市町村立図書館にかかわるボランティア及び学校図書館ボランティア
司書教諭	所定の機関で司書教諭講習を受講し、学校図書館の管理や読書指導などを行う教諭または総括教諭
学校司書	司書資格をもち、学校図書館にかかわる業務を担当する職員(学校図書館司書)
学校図書館担当職員	司書資格をもたず、学校図書館にかかわる業務を担当する職員
児童サービス	図書館における子ども向けサービスの総称



第1章 子どもの読書活動をめぐる動向

I 子どもにとっての読書活動の意義

読書をとおして、子どもは、人とのコミュニケーションの基礎や他者への思いやりの心をはぐくむことができます。また、多くの知識を得ることや多様な文化や考え方にふれることで、学ぶ楽しさや知る喜びを得ることもできます。読書は、子どもの成長にとって大きな意義をもつものであり、自立した一人の人間としての人格の形成に大変重要なものです。

例えば、乳幼児期の子どもは、心を込めて本を読んでもらうことで、読み手から愛情を感じ取り、人への信頼感や情緒の安定を得るだけでなく、言葉や感情をとおして、読み手とのコミュニケーションを深めます。

また、児童期の子どもは、今の自分と本の中の登場人物を重ね合わせていたものが、成長する過程の中で、次第にその人物を客観的にとらえられるようになり、青年期になると、さらに、自分の将来と関連づけ、社会の一員としての自分の姿を考えるようになります。

こうしたことから、子どもの読書活動を推進し、すべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことが重要です。

II 子どもの読書活動をめぐる国・本県・県内市町村の動向

1 国と本県の動向

子どもの読書活動をめぐる国及び本県の主な動向は、次のとおりです。

年 月	国・県	内 容
平成13年12月	国	「子どもの読書活動の推進に関する法律」の公布・施行
平成14年8月	国	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定
平成16年1月	県	「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」の策定
平成17年7月	国	「文字・活字文化振興法」の公布・施行 ・学校教育において、読む力、書く力及び言語力の涵養についての規定
平成18年12月	国	「教育基本法」の改正 ・「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培う」ことを目標に規定
平成19年6月	国	「学校教育法」の改正 ・(平成18年の教育基本法の改正を受け)「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養う」ことを目標に規定
平成20年3月	国	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第二次)の策定 学習指導要領の告示(小学校・中学校) ・言語活動の充実を図ることとし読書活動の充実を規定 幼稚園教育要領の告示 保育所保育指針の告示
平成20年6月	国	「図書館法」の改正

		<ul style="list-style-type: none"> ・司書の資格要件の見直し ・司書等の資質向上のための研修の実施についての規定
平成 21 年 3 月	国	学習指導要領の告示（高等学校・特別支援学校） <ul style="list-style-type: none"> ・言語活動の充実を図ることとし読書活動の充実を規定
平成 21 年 7 月	県	「かながわ読書のススメ～第二次神奈川県子ども読書活動推進計画～」の策定
平成 22 年	国	「国民読書年」の取組（平成 20 年 6 月 国会決議）
平成 25 年 5 月	国	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次）の策定
平成 26 年 4 月	県	「かながわ読書のススメ～第三次神奈川県子ども読書活動推進計画～」の策定
	国	幼保連携型認定こども園教育・保育要領の告示
平成 26 年	国	学校図書館法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・専ら学校図書館の職務に従事する職員としての学校司書の法制化 ・学校司書への研修等の実施について規定
平成 29 年 3 月	国	学習指導要領の告示（小学校・中学校） <ul style="list-style-type: none"> ・総則において学校図書館の利活用や読書活動の充実を規定 幼稚園教育要領の告示 保育所保育指針の告示 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改正
平成 29 年 4 月	国	特別支援学校学習指導要領の告示（小学部・中学部） <ul style="list-style-type: none"> ・総則において学校図書館の利活用や読書活動の充実を規定 特別支援学校教育要領の告示（幼稚部）
平成 30 年 3 月	国	学習指導要領の告示（高等学校） <ul style="list-style-type: none"> ・総則において学校図書館の利活用や読書活動の充実を規定
平成 30 年 4 月	国	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第四次）の策定

2 県内市町村の動向

平成 30 年 4 月現在、県内 33 のすべての市町村が子ども読書活動推進計画を策定しており、全県的に子どもの読書活動の推進に向けた取組が進められています。

Ⅲ 子どもの読書活動の状況

1 本県の子ども読書活動の状況

本県の子ども読書活動の状況については、文部科学省が行った「全国学力・学習状況調査」によると、「平日の一日の読書量が 10 分以上の児童・生徒の割合」や「学校図書館や地域の図書館に月 1 回以上行く児童・生徒の割合」については、全国平均を下回っており、学校段階が進むにつれて減少傾向が見られました。

【神奈川県】

＜平日の一日の読書量が10分以上の児童・生徒の割合＞（％）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
小学生	59.6	63.3	62.6	62.1	61.9	65.2
全 国	62.9	64.7	64.2	63.5	63.3	66.2
中学生	48.1	49.5	47.1	45.1	46.4	46.4
全 国	51.4	53.0	52.2	49.7	51.4	53.5

「全国学力・学習状況調査」より※

＜学校図書館や地域の図書館に月1回以上行く児童・生徒の割合＞（％）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
小学生	30.3	30.8	29.5	30.9	29.4	—
全 国	44.9	42.9	40.7	40.3	38.6	—
中学生	15.1	14.1	13.9	14.3	15.1	—
全 国	20.5	18.9	19.6	18.6	19.4	—

「全国学力・学習状況調査」より

（平成30年度調査未実施）

※本計画の目標は、文部科学省の全国学力・学習状況調査の質問事項に基づいて設定しており、同調査では、「教科書や参考書、漫画や雑誌は除く」としているため、本計画における「読書」については、原則として同様に考えています。

2 読書環境の変化

近年、スマートフォン等の普及やそれを活用したSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等、情報通信手段（コミュニケーションツール）が多様化しています。

しかし、利便性が向上した反面、それらの利用に多くの時間を費やす子どもが増え、読書の時間の減少など子どもの読書環境に大きな影響を与えていることも事実です。

その一方で、平成22年は「電子書籍元年」と呼ばれるなど、電子書籍も次々に出版されました。電子書籍の流通は、読書を始めるきっかけを広げ、とりわけ、障がいのある子どもや日本語を母語としない子どもにとって、自由で自主的な読書環境の向上に役立っています。

また、大人の不読率が増加しています。「国語に関する世論調査」（平成25年度文化庁委託調査）によると、1か月に本を1冊も読まないと回答したのは、平成14年度は、37.6%であるのに対し、平成25年度は47.5%でした。子どもの読書習慣を形成していくには、家庭、地域での取組が必要であることから、大人の読書活動についても啓発していく必要があります。



第2章 第三次計画期間における取組

I 取組の成果

本県は、平成26年4月に「かながわ読書のすすめ～第三次神奈川県子ども読書活動推進計画～」を策定し、『子どもと本をつなぐ』プロジェクトとして5つの重点取組を定め、「家庭」「地域」「学校等」「関係機関・団体等」が緊密に連携を図ることで、「普及啓発活動」などの取組を進めてきました。

1 家庭における子ども読書活動推進の取組の成果

- (1) 「かながわ子どものためのブックリスト*¹」を作成し、本を選ぶ際の一助として県民の皆様にご活用いただきました。
- (2) ブックスタート関連事業（保護者に絵本を渡す「ブックスタート事業*²」又は、乳幼児期の保護者へ読書活動の必要性を伝える活動）が、全33市町村で実施されました。
- (3) 毎月第1日曜日を「ファミリー読書の日」と位置づけ、平成23年度から「ファミリー・コミュニケーション運動*³」におけるイベントにおいてブースを設けて、「ファミリー読書の日」の周知及び子ども読書活動の重要性についての普及啓発を行いました。毎年、多数の参加があり、大型絵本などに興味をもつ親子の姿が見られました。

＜イベントの主な内容＞

- ・「かながわ子どものためのブックリスト」に紹介されている本の陳列と冊子の配布
- ・優良図書のリーフレットに記載されている本の陳列とリーフレットの配布
- ・子どもへの読み聞かせ

2 地域における子ども読書活動推進の取組の成果

- (1) 読み聞かせなどの活動を行う県内読書ボランティア数が増加しています。
H25（260団体）⇒H29（297団体）＜取組状況調査より＞
- (2) 市町村立図書館職員を対象に県立図書館と神奈川県図書館協会*⁴とで子ども読書関連の研修を実施し、専門的な知識の習得や情報交換を行うことなどで、子ども読書に関わる職員の育成に取り組みました。

*¹ かながわ子どものためのブックリスト … 県内の幼稚園・こども園の園児、小学校の児童、中学校・高等学校の生徒の皆さんが推せんした「友だちにすすめたい好きな本」と教職員・保護者の方々が子どもたちにすすめたい「子どもに読んでほしい本」をあわせて作成したものです。

*² ブックスタート事業 … 平成4（1992）年にイギリスで始まった保護者に絵本を渡す事業で、赤ちゃんに対して絵本を読み聞かせ、親子の心のかよい合いを深めることを目的にしています。日本においても市町村を中心に、乳幼児健診時などに絵本を渡し、子どもと本をつなぐ機会となっています。

*³ ファミリー・コミュニケーション運動 … 神奈川県教育委員会がいじめや暴力行為等の未然防止を目的に推進する運動で、家庭内でコミュニケーションを大切にし、子どもたちが自分の気持ちを素直に表現する力や相手を思いやる気持ちをはぐくむことをめざします。

*⁴ 神奈川県図書館協会 … 神奈川県図書館協会（K L A）は、昭和3（1928）年に設立されました。県内の公共図書館、大学図書館、専門図書館などの図書館が加盟し、調査研究や広報活動、図書館職員の研修など、図書館の発展と利用者サービス向上のため、多彩な活動を展開しています。

- (3) 市町村立図書館における子ども関連のホームページ数が増え、図書館が行っているサービスや行事等の情報が調べやすくなりました。
H25 (14 市町村) ⇒ H30 (19 市町村) < 神奈川の図書館 2018 年度版より >
- (4) 公民館において、おはなし会等の実施や、読書ボランティア等の人材育成など、幅広い事業が展開されました。
- (5) 視覚障がい者用図書の作成を支援するボランティア養成講座を毎週定期的に行い、受講者の方には、点訳のボランティアとして活動していただきました。

3 学校等における子ども読書活動推進の取組の成果

- (1) 公立幼稚園・認定こども園の新規採用職員を対象に、「絵本の魅力」や「読み聞かせ」に関する研修講座を実施し、実践的指導力と意欲を養うことができました。
- (2) 小学校・中学校では、朝の一斉読書等の取組が定着してきたため、児童生徒の本に触れる機会が増えてきました。また、小学校だけでなく、中学校でも読み聞かせを実施した学校が増えました。
◇実施時間
朝のモジュール*⁵時間、毎週金曜日の5校時前15分間、給食後の昼休み 全校一斉読書タイム、昼休み、5校時開始前等
◇実施内容
読書ボランティアによる読み聞かせ、保護者やPTAのOBによるブックトーク*⁶、一斉読書等
- (3) 県立図書館では、県立高等学校等の学校図書館における蔵書のデータを統合した総合目録を構築し、県立高校図書館の所蔵する図書を一括して検索し、図書館相互の貸借を行う「神奈川県内高等学校図書館相互貸借システム」を運営しています。また、県立高等学校等の要望に応じて資料貸出やレファレンス*⁷対応を行うことにより、調べ学習等に必要な専門的資料や情報を提供するなど教育活動への支援を行いました。その結果、県立高等学校等では、8割を超える学校が県立図書館との連携等を実施しました。
- (4) 小学校・中学校では、学校司書の配置率が徐々に伸びてきています。そして、学校司書と各学校の司書教諭とが連携し、学習活動の支援、書架整理やレファレンスを行うことで、さらなる児童生徒の学校図書館の利用につながっています。
◇学校司書の配置率(%)：小学校93.6%、中学校78.5%(H28年度実績)
- (5) 学校図書館の運営(本の整理や修理、読み聞かせ、レファレンス、図書館の環境整備等)において、保護者や地域の読書ボランティアの方にお手伝いいただきました。
- (6) 特別支援学校では、ボランティアによる本の読み聞かせを実施しており、読み聞か

*⁵ モジュール … ここでは、時間を小さく分割した時間の単位のことを言います。学習内容に合わせてモジュール数を変えて授業などを行うことで、有効な授業時間の配分ができるようになります。

*⁶ ブックトーク … 相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介する取組を言います。テーマから様々なジャンルの本に触れることができます。

*⁷ レファレンス … 日本語では「参考調査」「調査相談」などと言われます。情報を求めている利用者に対して、図書館職員等がサービスを提供する個人的な支援のことを言います。

せを楽しみにしている子どもの様子が見られ、本への興味関心に高まりが見られました。

- (7) 県立特別支援学校において、電子機器の整備を行い、子ども一人ひとりのニーズに応じた読書環境が促進されました。

4 関係機関・団体等における子ども読書活動推進の取組の成果

- (1) 図書館や学校、保育関係施設などでおはなし会等を行っているボランティア団体が子ども読書活動推進フォーラムに参加し、子ども読書への理解を深め、質の高い事例を共有し、意欲を高めることができました。
- (2) 大学図書館との相互貸借等の連携により、高校生などが身近な図書館を通じて大学の資料を利用できるため、アクセスできる資料の幅に広がりが見られました。
- (3) 神奈川県児童福祉審議会*⁸は、平成15年から優良図書の推薦を行うとともに、平成18年度から広報用リーフレットを作成し、県内の公立保育所、すべての幼稚園、学校、書店、公立図書館等に配布することにより、広く優良図書の周知を図りました。

5 子どもの読書活動の普及啓発の推進における成果

- (1) 「ファミリー読書の日」(毎月第1日曜日)、「子ども読書の日」(4月23日)のような子ども読書に関する日の周知を進め、県民の皆様が読書に取り組むきっかけづくりができました。
- (2) 毎年、神奈川県図書館協会*⁴の総会において、市町村立図書館等から推薦された県内の読書ボランティア団体を表彰してきました。これにより、読書ボランティア団体の意欲を高め、また、取組事例を広く周知することができました。
- (3) 県内33市町村の子ども読書に係る取組状況調査の結果をホームページに掲載し、県内市町村における子ども読書に係る取組について誰もが閲覧できるようにしました。



*⁸ 神奈川県児童福祉審議会 … 神奈川県児童福祉審議会とは、児童福祉法に基づき設置された県の附属機関です。この審議会には6つの部会があり、そのうちのひとつである「社会環境部会」で、児童の健全育成に資するものと期待できる図書を優良図書として推薦しています。

*⁴ 神奈川県図書館協会 … 4ページ参照

Ⅱ 課題

- (1) 第三次計画の目標である「平日の一日の読書量が10分以上の児童・生徒の割合」は、小学生については、目標は達成できたものの全国平均には達しておらず、中学生については、目標が達成できず、全国平均を下回っている状況です。また、第三次計画では、高校生については、目標値の設定をしていません。

＜平日の一日の読書量が10分以上の児童・生徒の割合＞（％）

	目標値	神奈川県実績値	全国平均実績値
小学生	64	65.2 (59.6)	66.2 (62.9)
中学生	53	46.4 (48.1)	53.5 (51.4)

「平成30年度全国学力・学習状況調査」より ※（ ）は平成25年度数値

- (2) 数値目標の達成状況以外に、神奈川県子ども読書活動推進委員等より次のようなご意見をいただきました。

ア 特別支援学校では、読み聞かせをしてほしい児童が多くいるのに対し、読書ボランティアの人数が不足している。

イ 支援が必要な子ども（障がいのある子ども、日本語を母語としない子どもなど）への読書活動の支援が不十分である。

ウ 大人の読書をする習慣が、少なくなっており、子どもの読書にも影響がある。

エ 神奈川県児童福祉審議会*⁸が推薦する優良図書の広報用リーフレットを作成し、県内の公立保育園、すべての幼稚園、認定こども園、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校、県内各書店及び公立図書館等に配布し周知に努め、出版社、取次店等にも周知しているが、周知方法に更なる工夫の余地がある。



*⁸ 神奈川県児童福祉審議会 … 6ページ参照

第3章 第四次計画の基本的な考え方と推進体制

本県では、「第三次計画」（平成26年4月策定）の取組状況や課題、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第四次）の策定（平成30年4月）及び新学習指導要領（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）の告示等をふまえて、次のとおり「かながわ読書のススメ～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画～」(「第四次計画」)を策定します。

I 基本的な考え方

1 スローガン

「 友のように いつも そばに 一冊の本を 」
～本との出会い、本から拓く 思いやり 心のつながりを大切に～

このスローガンには、日常生活の中で本をそばに置くことで、子どもが本を身近に感じ、生きていく友とし、道しるべにしてほしいという思いが込められています。子どもたちが本と出会い、本とのつながりを大切にすることで、より豊かに生きる力を身に付けてほしいとの願いを込めています。

2 めざす子どもの姿

◇ 本との出会いを楽しみにする子

読書によって得られる、さまざまな発見や新しい世界との出会いは、新たな本への興味・関心を高めます。子どもが自ら本にふれ、本を読みたいと思うような、本との出会いを楽しみにする子どもの育成をめざします。

◇ 本から学び、知ることの喜びを感じる子

読書習慣を身につけ、学ぶことや知ることの喜びを、読書を通じて感じることができると子どもの育成をめざします。

◇ 本から感じ、思いやりの心を養い育てる子

読書をすることで、他者に共感し、人の痛みや人と人とのつながりの大切さを感じとるなど、思いやりの心を養い育てることができる子どもの育成をめざします。

◇ 本を糧とし、自立した人間として生きる力につなげる子

本からの学びは、人生を力強くより豊かに生きるためのヒントとなります。読書により、自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことができる子どもの育成をめざします。

◇ 本を生活に活かし、社会とかわる子

読書で得られるものは、知識や人格の向上だけでなく、社会への窓口、社会とかわ

る手段ともなります。読書により得られた力で社会とかかわることにより、自己を成長させ、将来、社会に貢献できるような子どもの育成をめざします。

3 第四次計画の目標

「平日の一日の読書量が10分以上の子どもの割合」(小学生・中学生)(単位：%)

	県実績値(最高値) (平成26～30年度)	全国平均値(実績値) 増加ポイント	平成35(2023)年度 目標値
小学生	65.2	3.3	69
中学生	49.5	2.1	53

(小・中学生：文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

過去5年間の本県実績値の最高値(小学生は平成30年、中学生は平成26年)に、全国平均値(実績値)の増加ポイントを加算して目標値としました。但し、中学生については、計算上の数値(52%)が第三次計画の目標値(53%)と近似値であり、新たな取組を進めることなどから、前回の目標値と同一の53%としました。

「平日の一日の読書量が10分以上の子どもの割合」(高校生)(単位：%)

	平成30(2018)年度	平成35(2023)年度
高校生	27.9	30

(高校生：県教育委員会「読書調査」)

高校生については、今回の計画から、新たに目標値を設定することとしましたが、全国調査がないため、文部科学省「全国学力・学習状況調査」の過去5年間の中学生の全国平均値(実績値)の増加ポイントを目安とし、本県の県立高校を対象に実施した平成30年度の「読書調査」結果(実績値)に当該増加ポイントを加えた値を平成35(2023)年度の目標値としました。

(参考) 平日の一日の読書量が10分以上の児童・生徒の割合の推移 (単位：%)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	増加ポイント
小学生(県目標値)		60.0	61.0	62.0	63.0	64.0	4.0
小学生(県実績値)	59.6	63.3	62.6	62.1	61.9	65.2	5.6
全国平均(実績値)	62.9	64.7	64.2	63.5	63.3	66.2	3.3
全国平均と県実績値の差	3.3	1.4	1.6	1.4	1.4	1.0	
中学生(県目標値)		49.0	50.0	51.0	52.0	53.0	4.0
中学生(県実績値)	48.1	49.5	47.1	45.1	46.4	46.4	1.4
全国平均(実績値)	51.4	53.0	52.2	49.7	51.4	53.5	2.1
全国平均と県実績値の差	3.3	3.5	5.1	4.6	5.0	7.1	

※網掛けは、平成35(2023)年度目標値の設定にあたって、活用したものの。

4 基本方針

(1) 子どもが読書に親しむことを支える人づくり

子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけるためには、子どもの成長に応じた取組を推進する必要があります。また、子どもがより良い本と出会い、読書のきっかけをつくるためには、子どもと本とをつなぐ大人のかかわりも重要です。

本計画では、子どもが読書に親しみ、自ら進んで本とのかかわりをもつことができるよう、子どもが読書活動に親しむことを支える「人づくり」を進めます。

(2) 子どもが読書に親しむための環境づくり

子どもが読書に親しむためには、あらゆる機会とあらゆる場所において、読書への関心を高める「環境づくり」を推進する必要があります。

本計画では、「環境づくり」を、いつも子どものそばに本を整えておく「環境づくり」と、図書館や学校における推進体制を整えていく「環境づくり」としてとらえています。家庭、地域、学校等、専門・関係機関及び団体等における取組の充実を図り、子どもの読書活動の推進に向けた「環境づくり」を進めます。

(3) 子どもが読書に親しむための情報収集・発信

子どもの読書活動を推進するためには、読書活動の意義や重要性について広く普及啓発に努め、機運の醸成を図る必要があります。

そこで、実践事例等の情報提供のほか、優れた取組等を奨励する「文部科学大臣表彰制度」なども活用し、より一層の普及啓発活動に取り組みます。また、子どもの読書活動の取組について情報収集を行い、市町村や専門・関係機関及び団体等に情報発信していきます。

5 5つの方策

基本方針に基づき、子どもの読書活動を推進するための具体的方策・取組を、次の5つの柱で進めます。

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣は、日常の生活をとおして形成されるものであり、保護者が積極的な役割を果たしていくことが必要なため、そのための人づくり、環境づくり、情報提供等を進めます。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

地域住民の学習活動を支える図書館や公民館は、地域における子どもの読書活動を推進するうえで重要な役割を果たしており、そのための人づくり、環境づくり、情報提供等を進めます。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

すべての子どもの読書活動を支援し、読書の質を高めていくために、学校はかけがえのない大きな役割を担っており、そのための人づくり、環境づくり、情報提供等を進めます。

(4) 専門・関係機関及び団体等における子どもの読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供する専門・関係機関及び団体等の役割は重要であり、そのための人づくり、環境づくり、情報提供等を進めます。

(5) 子どもの読書活動の普及啓発の推進

子どもの読書活動を推進するには、その重要性について広く理解の促進を図り、先駆的な取組に関する情報を提供することが重要であり、普及啓発等に取り組みます。

6 取組の期間

平成 31（2019）年度から平成 35（2023）年度（5年間）

II 推進体制

1 県の推進体制

(1) 神奈川県子ども読書活動推進会議*⁹等の開催及び啓発

神奈川県子ども読書活動推進会議では、第四次計画に基づく事業・施策等の取組状況を把握し、効果的な方策について研究協議を行うことで、計画の推進を図ります。また、県の関係課等で構成するワーキング・グループ*¹⁰を設置し、事業・施策等の進捗状況の検証や、関係各課における推進に向けた啓発を行います。

(2) 社会教育主事会議*¹¹等における検討

県の社会教育主事等で構成する社会教育主事会議において、効果的な研修のあり方を協議し、また、県の指導主事の会議においても、学校と地域が連携した取組について情報交換を行い、その成果を広げていきます。

*⁹ 神奈川県子ども読書活動推進会議 … 平成 15 年に設置された組織で、神奈川県図書館協会、神奈川県書店商業組合など 17 機関・団体等で構成されています。

*¹⁰ ワーキング・グループ … 子ども教育支援課、次世代育成課など県の 6 課 1 機関で構成する組織です。

*¹¹ 社会教育主事会議 … 県の社会教育の推進に向け、さまざまな施策について協議を行う組織です。

2 市町村との連携・協力体制

(1) 県・市町村生涯学習・社会教育主管課長会議を活用した連携・協力

県・市町村生涯学習・社会教育主管課長会議では、県及び各市町村の取組状況を共有するとともに、共通の課題について協議することにより、県と市町村との連携・協力体制を強化していきます。

(2) ホームページ「かながわ読書のススメ」の活用

県が開設しているホームページ「かながわ読書のススメ」を活用し、市町村の取組の紹介や、子どもの読書活動にかかわる情報を積極的に発信・提供していきます。

3 専門・関係機関及び団体等との連携・協力体制

P T Aや神奈川県公民館連絡協議会^{*12}、神奈川県図書館協会^{*4}等の社会教育関係団体や、N P O法人等の子どもの読書活動にかかわる団体等との連携強化を図ります。また、子どもの読書活動の意義について、より理解を深めるため神奈川県ライトセンター^{*13}や神奈川県立地球市民かながわプラザ（あーすぷらざ）^{*14}等の専門・関係機関に対し、積極的な情報提供や協働による取組の推進に努めます。



^{*12} 神奈川県公民館連絡協議会 … 神奈川県公民館連絡協議会は昭和 27（1952）年に設立されました。公民館相互の連携を図り、公民館活動の振興に努め、社会教育の進展に寄与することを目的に活動を展開しています。

^{*4} 神奈川県図書館協会 … 4 ページ参照

^{*13} 神奈川県ライトセンター … 神奈川県ライトセンターは、視覚障がい者及び視覚による表現の認識に障がいのある方々のために、全国ネットの「サピエ」を活用した図書の相互貸借システムや郵送等による貸出サービスを行っています。

^{*14} 神奈川県立地球市民かながわプラザ（あーすぷらざ） … 平成 10 年、神奈川県が「子どもの豊かな感性の育成」「地球市民意識の醸成」「国際活動の支援」を目的に設置した総合的な学習施設です。映像ライブラリーは、子どもから大人まで幅広い世代の方々の利用を目的とした専門図書室で、国際理解、環境、平和についての図書や D V D をそろえています。

第4章 第四次計画推進のための方向性

第四次計画では、「『子どもと本とをつなぐ』プロジェクト」として5つのアクションを定め、3つの基本方針のもと、「家庭」「地域」「学校等」「専門・関係機関及び団体等」が緊密に連携を図ることで、様々な取組を進めていきます。

I 「子どもと本とをつなぐ」プロジェクトの5つのアクション

1 ファミリー読書の推進

毎月第1日曜日を「ファミリー読書の日」として位置づけます。子どもの読書活動の意義やファミリー読書の重要性について周知を図るため、公立図書館や関係機関等と連携し、各機関が発行する情報誌やチラシ、新聞紙上等にファミリー読書の記事を掲載します。

2 子どもの読書への興味・関心の向上

子どもが読書への関心を高めるには、子ども同士で本を紹介したり、話合いや批評をしたりする活動が有効です。そこで、例えば様々な活動事例等を掲載したガイドブックを作成し、市町村や公立図書館、関係機関等に配布するとともに、家庭・地域・学校等において、また、県民がいつでも利用できるように県のホームページに掲載します。その際、学校図書館や公立図書館、公民館などで、本を通して子どもたちの情報交流等が促進されるよう研修会等で周知等をしていきます。

3 読書ボランティアの養成及び（学校）司書への支援

読書ボランティア及び（学校）司書の質的向上を図るため、図書館に登録する読書ボランティア団体や司書等を対象に調査を行い、活動の現状やニーズをふまえたうえで研修を組み立てます。また、読書支援を行う際の心構えのほか、絵本づくりの手法、ユニークな取組事例の紹介など、実践的な内容の研修等を実施します。

4 図書館の利用の促進

図書館は、地域や学校等における読書活動や学習活動の拠点として位置づけられています。読書ボランティアが司書と連携を図り、図書館の利用が促進されるよう、さまざまな連携事例を研修等で紹介します。

5 学校等、専門・関係機関及び団体等の連携・協働の促進

市町村との連携強化を図るため、子どもの読書活動を担当する市町村の担当職員が一堂に集まり、効果的な読書活動の推進について協議する場を設けます。また、PTA等の社会教育関係団体や書店等関係機関と連携した取組を進めるため、学校等、専門・関係機関及び団体等と積極的に意見交換を行います。

さらに、支援を要する子どもが読書に関心をもち、親しむことができるよう、学校等、専門・関係機関及び団体等が相互に連携し、ガイドブックにこれらの機関の情報を掲載するなど積極的な情報発信等を行っていきます。

II 具体的取組

1 子どもが読書に親しむことを支える人づくり



(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもが本と出会い、本の楽しみを知るためには、家庭の役割が大変重要です。家庭で子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出かけたりすることが、その後の子どもの読書習慣に大きな影響をあたえます。また、家庭での読書活動の取組は、家族間のコミュニケーションを深めることにもつながります。

○ ファミリー読書の推進

家庭は子どもが本と初めて出会う大切な場です。家庭における子どもの読書活動の意義や重要性について、家庭での読書活動例の紹介などにより、広く理解してもらうことが大切です。

そこで、第三次計画に引き続き、毎月第1日曜日を「ファミリー読書の日」として位置づけ、ファミリー・コミュニケーション運動^{*3}の中でのイベントやPTAの会議等あらゆる機会をとらえて、ファミリー読書の重要性を周知します。また、学校や公立図書館、関係機関等と連携し、各機関が発行する情報誌やチラシ、新聞紙上等にファミリー読書の記事を掲載し、ファミリー読書の一層の推進を図ります。

《家庭での読書活動例》「子どもの成長に応じた読書のススメ」

子どもにはどんな本との出会いが大切なのでしょう。ここでは子どもの発達段階における特徴についてふれ、その成長にふさわしい読書活動のヒントとなるよう、まとめてみました。



① 乳幼児期（0歳～5歳頃）

乳幼児期は、本と初めて出会う大切な時期です。また、本は親子のふれあいや、コミュニケーションを図る手段となります。例えば、保護者が「わらべうた」や「手遊び」など、子どもとのコミュニケーションを図りながら、読書への関心を高めることで、より感性豊かな子どもをはぐくむことにつながります。

② 児童期（6歳～12歳頃）

児童期は、自ら本への関心を高め、読書習慣を身に付けていく時期です。子どもが本にふれる機会を多くし、知ることの楽しさを感じる事が大切です。例えば、日常生活の中で話題になっていることや学校での学習のふりかえりなどをおして、保護者は子どもと一緒に調べたり、地域の図書館や書店と一緒に出かけたりして、子どもとともに読書に親しむことが大切です。

③ 青年期（13歳～18歳頃）

青年期は、社会の変化に敏感であり、また、大人に近い視点をもつようになる時期です。さらに、テレビやインターネット等のメディアの影響を受けやすい時期でもあります。親子で一緒の本を読み、感想や意見を対等に述べ合うことは、子どもとのコミュニケーションを図ることにつながります。また、子ども自身が自分の考えを形成する機会にもなります。

*3 ファミリー・コミュニケーション運動 … 4ページ参照

《家庭での読書活動について》神奈川県子ども読書活動推進会議委員コラム



子どもは本を読んでもらうのが大好きです。まだ、字の読めない子どもでも、耳からの読書なら大丈夫。読んでもらった本は、読み手と一緒に子どもの心に深く入り、長く残ります。読み手の心が通ったことばが、ことばの意味以外のものを伝えるのです。読み聞かせは、子どもにとって温かで楽しく豊かな体験です。ことに、家庭での読み聞かせは大好きな人たちと心を通わせる楽しく幸せな時間であり、子どもが人としての心を育てる時の糧となるものです。

読み聞かせをする時は、テクニックにこだわるよりも読んであげる本を選ぶことに力を注ぎましょう。子どもの成長に合ったもの、子どもの気持ちに添ったもの、未知の世界への好奇心や既知の世界の安らぎを満足させるもの等です。そして、ともに在ることを喜び、心から楽しんで読んでください。「読んで」と言われたら、何度でも読んであげましょう。

家庭は、子どもが社会的に成長する一歩を踏み出すところ、人間関係の土台作りの場です。家庭での本との出会い方、家庭での読書は、その後の「子どもと本とのかわり」、子どもの読書人生の核となっていくでしょう。

○ ブックスタート関連事業の推進

県内全市町村において、ブックスタート事業^{*2}や、乳幼児健診時におはなし会や読み聞かせの開催、子ども読書を啓発する冊子の配布など、ブックスタートに関連した事業が行われています。これらの取組について情報収集し、ホームページ等で広く紹介することにより、関連事業の推進を図ります。

○ セカンドブック関連事業の推進

市町村では、子育てに関連する部署と連携し、ブックスタート事業に続き、ある一定の年齢の幼児、児童を対象にしたセカンドブック事業^{*15}を行うところもあります。また、おはなし会や読み聞かせの開催、子ども読書を啓発する冊子の配布などセカンドブック事業に関連した事業が行われています。これらの取組についても、情報収集し、ホームページ等で広く紹介することにより、事業の推進を図ります。

《市町村立図書館の取組事例》セカンドブック・プレゼント事業（湯河原町立図書館）

湯河原町では、4か月児健康診査時に実施しているブックスタート事業に続いて、家庭での読書を推進し「うちどく（家読）」へと繋げていくことを目的に、小学校へ入学する全児童へ本を一冊プレゼントする「セカンドブック・プレゼント」事業を実施しています。小学校へ入学する新一年生の保護者向け入学説明会の場を借りて、町立図書館の職員が事業の趣旨等を説明し、配布した「セカンドブック・ベスト20」というブックリスト



の中から一冊選んでいただくようお願いします。4月に申し込みをとりまとめ、5月の贈呈式では、校長先生から児童一人一人に声をかけながら本を手渡しています。

*2 ブックスタート事業 … 4ページ参照

*15 セカンドブック事業 … 赤ちゃんの誕生後に送る「ブックスタート」に加え、乳幼児健診や小学校入学時等に、年齢にあった絵本を新たに渡す取組のことで、子どもの読書習慣の形成が期待されています。

- 保育所・保健センター及び放課後児童クラブ等への活動支援
市町村に協力を依頼し、乳幼児をもつ保護者に対し、保育所や保健センターなどを通じて、家庭での読書活動にかかわるチラシ等を配布することにより、子どもが本に親しむことの大切さについての理解の促進を図ります。
また、放課後児童クラブや放課後子ども教室に通う子どもを通じて、その保護者に対しても、子どもの読書活動の重要性について周知を図ります。
- 「子ども読書活動推進フォーラム」の開催
県立図書館が主催する「子ども読書活動推進フォーラム」において、子どもの読書に関する専門家の講演や事例発表等、家庭における読書の重要性についての理解が深まるような内容を組み立て、子どもの読書活動の普及・啓発を図ります。
- 生涯学習指導者研修「読書活動実践コース」の実施
県立図書館が開催する生涯学習指導者研修「読書活動実践コース」において、子どもの読書活動にかかわる図書館・公民館等の職員、読書ボランティア、教職員等に対し、家庭における読書の重要性についての理解の促進を図ります。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

ア 図書館等における人づくり

図書館は地域の知の拠点として、地域住民の学習活動を支え、情報を提供するサービスを行っています。また、子どもの読書活動や学習活動を支えていくには、読書ボランティアなどの人材育成とともに、職員の資質向上にも取り組む必要があります。

- 読書ボランティア等の養成支援

県立図書館では、子どもの読書活動にかかわる図書館・公民館等の職員、読書ボランティア、教職員等を対象に、生涯学習指導者研修「読書活動実践コース」を開催します。

読書ボランティア団体の活動の現状やニーズをふまえた研修を企画し、子どもの読書をめぐる状況、読み聞かせや絵本づくり等の手法、ユニークな実践事例等の情報提供を行うことにより、市町村における読書ボランティアの養成の促進と指導者の養成や支援を図ります。

- 関係機関及び団体等における交流の場の設定

県立図書館は、子どもの読書活動にかかわる図書館・公民館等の職員、読書ボランティア、学校の教職員等を対象にした研修会を開催する際、情報交換や交流の場を積極的に設け、相互理解を促進することにより、読書活動の推進を図ります。

《読書活動実践コースにおける事例発表》

読書活動実践コースでは、各種読書ボランティア団体の具体的な実践事例を発表しています。学校関係のボランティア活動としては、各教室での読み聞かせやブックトーク*6、パネルシアター*16の開催など、そして、各地域でのボランティア団体では、保育園や養護施設での活動、絵本の作成、他団体との活動連携など、子どもの読書活動推進に向けた取組を発表しています。



○ 市町村立図書館職員を対象とする研修の実施

県立の図書館や神奈川県図書館協会*4が実施する、市町村立図書館職員を対象とする研修において、子どもの現状や子どもの読書活動の必要性、児童サービスの知識・技術等についての理解を深めることにより、子どもの読書活動に習熟した人材を育成します。

○ 市町村立図書館の取組についての情報提供

市町村立図書館における子どもの読書活動にかかわる先進的な事例や特色のある事例を収集し、市町村立図書館職員向け情報誌への掲載や、研修会での紹介など情報提供を行うことにより、市町村立図書館における取組を支援します。

イ 公民館等における人づくり

公民館は地域の学習拠点であるとともに、その役割の一つに「図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること」（社会教育法第22条）が挙げられており、子どもの読書活動を推進していく人材の育成が求められます。

○ 公民館担当者を対象とする研修の実施

県立図書館と神奈川県公民館連絡協議会*12との共催により、公民館担当者等を対象とする生涯学習指導者研修「公民館担当者コース」を実施し、図書館との連携など読書に関する講座の企画等についての理解を深めてもらうことにより、子どもの読書活動にかかわる人材の育成を図ります。



「公民館担当者コース」事例発表の様子

○ 公民館への取組支援

公民館における読書に関する講座等、子どもの読書活動にかかわる先進的な事例や特色のある事例を収集し、研修会での紹介など情報提供を行うことにより、公民館での取組を支援します。

*6 ブックトーク … 5ページ参照

*16 パネルシアター … 布を貼った舞台（パネル）に、不織布に絵を描いて切り取った絵を貼ったり、はずしたり、動かしたりしながら、歌やお話に合わせて表現するものです。

*4 神奈川県図書館協会 … 4ページ参照

*12 神奈川県公民館連絡協議会 … 12ページ参照

○ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室への活動支援

市町村を通じて、放課後児童クラブや放課後子ども教室に対し、子どもの読書活動に関する資料や、読書活動を取り入れた取組等の情報提供を行うことにより、読書活動の推進を支援します。

○ 児童館への活動支援

児童館では、図書室を設け、子どもが読書に親しめるような環境が整備されていることが多く、子どもの読書活動に関する資料等を配付することにより、図書室を活用した子どもの読書活動の一層の推進が図られるよう支援します。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、「言語活動」が重視されており、保育所保育指針とともに「絵本や物語などに親しむこと」について触れられています。また、平成 29 年告示の学習指導要領では、言語活動の充実とともに、読書活動を充実させることが示されています。学校等では、子どもの成長に応じたあらゆる教育活動の場面において、子どもが本と出会い親しむことができるよう、読書活動を推進することが必要です。

ア 学校等における成長に応じた子どもの読書活動の推進

(ア) 幼稚園等における読書活動の推進

○ 読書活動の計画的な取組の推進

幼稚園等において、絵本の読み聞かせなどの読書活動が計画的に取り組みられるよう、会議等の場で働きかけます。

○ 幼稚園等への活動支援

幼稚園等の教職員が、子どもの読書活動を積極的に推進できるよう、読書活動にかかわる研修への参加を促すとともに、研修の中で読書活動の取組事例についての情報提供を行います。

(イ) 小学校・中学校における読書活動の推進

○ 読書活動の計画的な取組の推進

《小学校》

多くの小学校で、保護者や地域の方々を中心とした学校図書館ボランティアを導入することにより、読み聞かせや朗読、おはなし会などの活動が充実しています。今後は、研究会や会議等において、学校図書館ボランティアと連携した取組事例等の情報提供を行っていきます。

○ 司書教諭・学校司書等の連携の促進

司書教諭、学校司書及び学校図書館担当職員の配置や、学校図書館ボランティアが導入されている学校では、子どもの読書活動の推進を図るために、職員相互の連携が重要です。研究会や会議等において、効果的な取組事例などの情報提供を行うことにより、連携の促進を図ります。

○ 学校図書館ボランティア導入の促進

《小学校》

多くの小学校で、保護者や地域の方々を中心とした学校図書館ボランティアを導入することにより、読み聞かせや朗読、おはなし会などの活動が充実しています。今後は、研究会や会議等において、学校図書館ボランティアと連携した取組事例等の情報提供を行っていきます。

《中学校》

中学校においても、学校図書館ボランティアの導入は子どもたちの読書活動の充実に向けた有効な手立ての一つであることから、研究会や会議等において、学校図書館ボランティアと連携した取組事例等の情報提供を行っていきます。

○ 授業と関連した読書活動の推進

平成 29 年度告示の学習指導要領では、「自ら進んで読書をし、読書を通して人生を豊かにしようとする態度を養うために、国語科の学習が読書活動に結び付くよう発達の段階に応じて系統的に指導すること」が求められています。そこで、授業で学習している内容に関連した本や、同じ作者の作品を読むなど、授業と関連した取組事例を会議等で情報提供していきます。

(ウ) 高等学校等における読書活動の推進

○ 読書活動の計画的な取組の推進

高等学校等では、各教科・科目の学習と関連づけた読書活動や、学校図書館を活用した調べ学習等を、年間の指導計画に位置づけ実施することが大切であり、会議等を通じて情報提供を行い、計画的に取組を進めていきます。

○ 司書教諭・学校司書の連携の促進

司書教諭や学校司書は、相互の連携により、授業展開に合わせた図書の配架や調べ学習のための環境づくりなど、学校図書館の一層の充実・活性化を図ることが重要です。校内の体制が整備され連携が促進されるよう取組んでいきます。

(イ) 特別支援学校における読書活動の推進

○ 読書活動の計画的な取組の推進

読書活動を着実に推進していくためには、計画を作成し実行していくことが重要です。子どもの自主性を生かしながら取組を進めていきます。

《特別支援学校における取組事例》

ある特別支援学校では、高等部の図書委員の生徒たちが、推薦する図書について校内で紹介する取組を実施するなど、生徒の読書活動を計画的に実践しています。

○ 読書ボランティアとの連携の促進

特別支援学校において読書活動を推進するには、特に、読書ボランティアとの連携が重要です。効果的あるいは特徴的な取組事例について情報提供を行うことにより、読書ボランティアとの連携の促進を図ります。

○ 司書教諭・学校司書の連携の促進

特別支援学校では、司書教諭・学校司書を配置している学校もあり、子どもの読書活動の推進にかかわる教職員との連携を図ることが重要です。教職員を対象とする研修や会議等の場で、取組事例についての情報提供を行うなど、連携を促進していきます。

(カ) 子どもの読書への関心を高める取組

○ 取組事例ガイドブックの作成と活用

子ども同士で本を紹介したり、話し合いや批評をするなど、子どもが読書への関心を高められるような活動、取組事例をまとめたガイドブックを作成します。また、活用の促進に向け、市町村や公立図書館、関係機関等にガイドブックを配付するとともに、学校や県民がいつでも利用できるように県のホームページに掲載します。

イ 一人ひとりに応じた読書活動の推進～支援を要する子どもへの対応～

障がいのある子どもや日本語を母語としない子ども等、支援を要する子どもの読書活動を推進するためには、個々のニーズに応じた効果的な支援を行うことが重要です。

○ 特別支援学級における取組の推進

特別支援学級では、学校生活や学習活動の中で児童・生徒の発達段階に応じた読書指導を行っています。今後も、一人ひとりの状況に応じた読書活動が充実するよう、特別支援学級にかかわる研究会や会議等で、効果的な読書指導や特徴的な読書活動の取組事例についての情報提供を行い、活動を支援します。

○ 学校等と専門機関等との連携

学校等では、外国につながるのある子どもたちに母語表記の本を紹介することにより、効果的な読書指導を行うことができます。そこで、会議等の場で専門・関係機関及び団体と連携を図るよう働きかけます。

(4) 専門・関係機関及び団体等における子どもの読書活動の推進

ア 支援を要する子どもに向けた読書活動の推進

支援を要する子どもたちが読書活動に親しむために、子どもの実態に応じた読書活動が行えるような人づくりが求められます。

○ 読書ボランティアの活用の促進

神奈川県ライトセンター^{*13}では、視覚障がい者の読書活動を支援するボランティアの養成を行っています。県では、その取組について特別支援学校を中心に情報提供を行うことにより、読書ボランティアの活用の促進を図ります。

《読書ボランティアの取組事例》

平塚点訳赤十字奉仕団（平塚市社会福祉協議会内）の活動

平塚点訳赤十字奉仕団では、県立平塚盲学校等からの依頼で、点訳活動（文字や点字に訳すこと）や、リーディングサービス（本や資料などを読むサービス）などの活動を行っています。

イ 企業等とのかかわりにおける読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するには、その重要性について、企業等の事業者や従業員の理解を図ることが大切です。

○ 家庭教育協力事業者連携事業^{*17}の活用

県と家庭教育協力事業者連携の協定を締結した事業者に対し、家庭教育に関する情報提供を行う中で、子どもの読書活動の必要性についても周知し、家庭における読書活動を推進します。

ウ 関係機関及び団体等における読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するには、その重要性について、PTA等の社会教育関係団体やその他の関係機関・団体等の理解を図ることが大切です。

○ 社会教育関係団体との連携

学校や家庭、地域で活躍するPTA等の社会教育関係団体の会議や研修会、大会等において、取組を紹介し、子どもの読書活動の必要性について理解を図ります。

○ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室への活動支援

放課後児童クラブや放課後子ども教室の活動に、読書活動が取り入れられるよう、それに関連する研修の情報や活動事例を指導員に提供し、読書活動の推進に向けた啓発を行います。

^{*13} 神奈川県ライトセンター … 12 ページ参照

^{*17} 家庭教育協力事業者連携事業 … 家庭や地域の教育力の充実にむけ、従業員の家庭教育に係わる活動を支援・推進している家庭教育に理解のある事業者を「協力事業者」として、神奈川県教育委員会と協定を結び、家庭の教育力の向上を図っていく事業のことを言います。

(5) 子どもの読書活動の普及啓発の推進

○ 「家庭教育ハンドブック すこやか」*18による啓発

中学1年生の保護者を対象に、家庭教育ハンドブック「すこやか」を配付し、家庭による子どもの読書習慣の形成についての啓発を行います。

○ 市町村立図書館の取組事例の情報発信

プレママ・プレパパ*19に向けた講座や親子で一緒に参加できる講座など、市町村立図書館が開催している家庭での読書活動にかかわる取組事例を収集し、市町村立図書館向け情報誌への掲載などにより情報発信します。

○ 小学校・中学校における効果的な取組事例等の情報提供

神奈川県学校図書館協議会等と連携を図り、効果的な読書指導や特色のある読書活動の取組事例を収集し、研究会や会議等で情報提供を行っていきます。

《文化祭でのビブリオバトル*20開催事例》平塚市立神明中学校

ビブリオバトル（書評合戦）は、子どもが読書へ興味をもち、読書活動を充実させるとともに、論理的思考力や表現力等の「言語の力」の向上を図ることを目的とする取組です。

平塚市立神明中学校では、文化祭の中で「ビブリオバトル」を実施し、予選会から文化祭当日までの運営を図書委員会が担当しています。バトル（参加者）については、1・2年生は予選会（国語の授業にて実施）を勝ち抜いた生徒、3年生は自由参加からの代表選出された生徒になります。

全生徒がビブリオバトルについて、興味・関心をもち、安心して取組むことができるようにするため、学校司書が、1・2年生の国語の授業にサポート役として入り、「ビブリオバトルとは」という授業を教員と一緒にいたり、ビブリオバトルに関わりのある本を図書館に揃え、生徒支援をしてきたりしています。

大会当日は、全校生徒が参加し、投票を行います。

このビブリオバトルの取組により、図書館の利用率や貸出冊数が向上し、生徒の本への興味・関心の高まりが見られました。



*18 家庭教育ハンドブックすこやか … この冊子は、かながわ教育ビジョンで提唱している「心ふれあう しなやかな 人づくり」の一環として、中学1年生の保護者の皆さんを対象に、家庭教育のヒントになることを願って作成されたものです。

*19 プレママ・プレパパ … 妊娠している女性とそのパートナーを言います。

*20 ビブリオバトル … 発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行います。すべての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動です。

○ 高等学校等における効果的な取組事例等の情報提供

効果的な読書指導や特徴的な読書活動の取組事例について、会議等を通じて情報提供を行います。

《高等学校における取組事例》 県立相模原総合高等学校の取組

県立相模原総合高等学校では、継続的に図書館へ来館し、本を読むきっかけづくりとして、生徒による本の相互紹介コーナー「Wisdom Tree」を設置しました。「Wisdom Tree」は、生徒が作成した本の推薦文が書かれた「葉っぱ」を展示し、内容に共感したら「葉っぱ」に「花びら（いいね!）」を付けていくものです。



また、公立図書館との協働事業として、「Wisdom Tree」を相模原市立橋本図書館で展示しました。生徒にとって、公立図書館を訪れる良い機会となりました。



2 子どもが読書に親しむための環境づくり

子どもが本と出会い、本に親しむ環境をつくるには、大人が子どもに対して、本と親しむ場を積極的に提供していく必要があります。

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

○ 電子機器を活用した読書へのきっかけづくり

パソコンやタブレット型端末^{*21}等の電子機器を利用し、効果音や読み聞かせ機能などを活用しながら読書を楽しむことができます。また、同様の機器を活用した電子書籍は、子どもが読書に関心をもつ手段としても有効です。

特に、支援を要する子どもにとっては、多様な形態による読書活動への理解を深めることが効果的であることから、学校では、家庭に向けて電子機器を利用した読書について、周知を図ります。

○ 動画や漫画を活用した読書へのきっかけづくり

近年の動画配信ソフトの急速な普及により、子どもたちがスマートフォン等で動画を視聴する機会が拡大していることから、動画の視聴をきっかけとして、関わりのある本に興味を持ち、ひいては読書へとつながることが考えられます。また、国の調査では、漫画を読んでいる人と読んでいない人とでは、読んでいる人のほうが、読書をしているとの調査結果もあります。このように、読書のきっかけづくりとして、動画や漫画は有効であると考えられることから、今後、子どもの読書につながっていくよう原作や関連図書の周知等に関して、動画や漫画の活用を検討していきます。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

ア 図書館における環境づくり

図書館は、子どもや保護者が本に関心を持ち、親しむ機会を多くもてるよう、読書環境を整備することが求められています。

○ 県域の図書館ネットワークの推進

県立の図書館は、大学等にK L - N E T (神奈川県図書館情報ネットワーク)^{*22}への参加を促すことにより、その拡充を図るとともに、県民に「横断検索システム」の利便性について周知し、活用の促進に取り組みます。

^{*21} タブレット型端末 … 液晶ディスプレイ等の表示部分にタッチパネルを搭載し、指で操作ができる携帯端末のことです。

^{*22} K L - N E T (神奈川県図書館情報ネットワーク) … 図書館業務のシステム化に加え、横断検索・相互貸借など、市町村図書館、大学図書館、高校図書館、専門図書館等と幅広く連携できる機能を備えた、図書館サービスの推進を目的としたコンピュータ・システムです。

KL-NET(神奈川県図書館情報ネットワーク)について



○ 市町村立図書館のホームページにおける子ども向けのページ開設の促進

子どもや保護者が読書への関心を高めていくためには、図書館のホームページに子ども向けのページを設け、図書館が行っているサービスや行事の案内、ブックリストの紹介などを行うことが有効です。そこで、市町村図書館に対して、子ども向けのページにかかわる取組事例の情報提供を行ったり、会議等の場を通じてはたらきかけたりすることにより、子ども向けのページの開設の促進やスマホのアプリ等の活用を検討していきます。

イ 公民館等における環境づくり

公民館は地域の学習拠点であるとともに、その役割の一つに「図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること」(社会教育法第22条)が挙げられており、子どもの読書活動の推進を図る拠点となることが求められます。

○ 公民館における児童書の充実

施設内に児童書を配架している公民館は、157館中105館(神奈川県公民館連絡協議会「公民館の実態調査」平成29年度)あります。公民館における読書の環境づくりを進めるため、今後も児童書の充実を図るよう働きかけます。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

ア 学校図書館を利用した読書活動の推進

平成 29・30 年告示の学習指導要領では、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」が求められており、子どもたちにとって落ち着いて読書が行える環境や、知的好奇心を醸成する学びの場としての環境を整えることが必要です。

○ 学校図書館の利活用の促進

平成 29・30 年告示の学習指導要領解説総則編において、「学校図書館は、学校教育において欠くことができない基礎的な設備であり」、読書活動の場となるほか、授業で活用されることにより、言語活動や探求活動の場となることが示されています。また、学校図書館の利活用の促進には、司書教諭や学校司書、学校図書館ボランティアが連携することが必要です。そこで、連携に視点をおいて神奈川県教育委員会が作成した「学校図書館ボランティアハンドブック」や実際の取組事例を研究会や会議等で紹介することで、学校図書館の一層の利活用の促進を図ります。

○ 小学校・中学校における体制整備の促進

小学校・中学校においては、学校図書館長としての役割を担う校長のリーダーシップのもと、司書教諭や読書関連の担当教員が中心となり、全ての教員が読書指導や学校図書館の運営に積極的にかかわることの重要性について理解を深めてもらうとともに、その体制整備の促進について研究会や会議等の場ではたらきかけます。また、学校司書の配置の重要性について、各市町村に周知します。

《学校図書館による活動事例》 大和市立上和田小学校

大和市立上和田小学校の重点目標には「学校図書館の積極的活用」が掲げられ、読書活動とともに教科を問わず授業での調べ学習が盛んに行われています。学校司書を中心に授業を支える資料収集や、児童の関心を高める展示が積極的に行われ、学習に対応できる図書館になっています。ボランティアは週に1回学校司書と相談をしながら、学習の資料となる新聞記事の切り抜きや情報ファイルの作成・ディスプレイ作りなどを行い、学校司書や児童の活動を陰から支えています。



また、隣室にある畳敷きの第2図書館では、休み時間に児童図書委員会活動の一環として、高学年児童による読み聞かせがあり、児童たちの人気を集めています。教師による委員会指導と選書等を支える学校司書、意欲ある児童図書委員がこのイベントのエネルギーとなっています。

○ 「学校だより」等の活用

「学校だより」等、学校が配付している広報紙に、「かながわ子どものためのブックリスト」や神奈川児童福祉審議会推薦の「優良図書」に掲載されている本等について、「先生からの推薦書」を掲載するなど、児童・生徒におすすめの本を紹介するよう、市町村教育委員会や学校等へ働きかけていきます。

○ 県立高等学校等における蔵書管理システム等の活用

県立高等学校等では、「蔵書管理システム」を導入し、学校図書館の蔵書のデータベース化を行っています。これにより、自校の学校図書館にあるすべての書誌を検索することができるようになりました。また、「神奈川県内高等学校図書館相互貸借管理システム」を活用することで、県立の図書館や県立高等学校等における相互貸借が可能となりました。この2つのシステムについての担当者向けの研修等を行い、活用の促進を図ります。

○ 県立特別支援学校における学校図書館等の利用促進と電子機器の活用

県立特別支援学校では、授業の中で絵本や一般図書を教科書として活用していることから、今後も大型絵本等の蔵書の整備を進めていきます。また、タブレット型端末等^{*21}やスレートPC（パソコン）^{*23}等の電子機器を活用し、子ども一人ひとりのニーズに応じた読書活動への取組の推進を図ります。

イ 学校等と専門・関係機関及び団体等との連携における読書活動の推進

子どもの読書環境を整備するには、学校等だけでなく近隣の市町村立図書館職員や地域の読書ボランティアの力を活用することが必要であることから、地域の人材が所属している専門・関係機関及び団体等と連携を図ることが大切です。

○ 学校等と専門・関係機関及び団体との連携の促進

各学校等では、読書ボランティアやPTA等の社会教育関係団体と連携し協力を得ることで、学校図書館や学校等の読書環境の整備を図ることができることから、その取組事例を収集し、研修会等を通じて情報提供を行うことにより、連携の促進を図ります。

○ 学校等と市町村立図書館との連携の促進

各学校等と市町村立図書館とが連携した取組事例を収集し、図書館職員向け情報誌や研修を通じて情報提供を行うことにより、連携の促進を図ります。

*21 タブレット型端末 … 24ページ参照

*23 スレートPC（パソコン） … 持ち運び型のパソコンの一種で、板状の筐体（ケース）の前面がすべて液晶画面になっており、キーボードなどが付属せず画面に指やペンなどでふれて操作するタイプのものです。

《学校と市町村立図書館とが連携した事例①》海老名市立門沢橋小学校

海老名市立門沢橋小学校は、市立有馬図書館を読書センターや情報センター、学習センターとして活用し、充実した教育活動を展開しています。有馬図書館が隣接しているという利便性を活かし、図書の授業では、図書館へ移動して読書を行っています。また、調べ学習の際には、有馬図書館の図書の団体貸出を頻繁に利用しています。



ちょっとした空き時間でも本を読んでいたりと、休み時間に自主的に学校図書館で調べ学習をしていたりと、本に親しむ児童の姿がたくさん見られます。図書館を身近に感じられる環境と取組がそのような姿につながっていると考えます。

○ 各学校と市町村立図書館・関連施設等との連携

平成 29・30 年告示の学習指導要領に、「地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること」が示されています。各学校が市町村立図書館、博物館等の社会教育施設とも連携し、さまざまな視点から子どもの読書活動を推進することが大切です。取組事例を研究会や会議等で紹介することにより、連携を促します。

《学校と市町村立図書館とが連携した事例②》鎌倉市深沢図書館

鎌倉市深沢図書館では、市内の学校に対し、授業支援、朝の読書支援として、いずれも 40 冊を上限に、一ヶ月間資料の貸出をしています。

修学旅行や社会科見学などの事前学習のほか、教科書の学習内容にあわせた資料、また、朝の読書時間に子どもたちが読む本を主に提供しています。



○ 県立高等学校等と県立図書館との連携の促進

県立高等学校等と県立の図書館との連携により、平成 22 年度から「神奈川県内高等学校図書館相互貸借管理システム」が運営され、学校図書館間の図書の相互貸借や情報交換、レファレンス*7 対応などが行われています。このように、県立高等学校等と県立の図書館との連携は重要であることから、司書教諭や学校司書を対象とする研修会などを通じ、連携の重要性についての理解を深めてもらうことにより、連携の促進を図ります。

(4) 専門・関係機関及び団体等における子どもの読書活動の推進

ア 支援を要する子どもに向けた読書活動の推進

障がいのある子どもや日本語を母語としない子どもなど、支援を要する子どもが、読書に関心を持ち親しむためには、さまざまな機会や場を設ける必要があります。

*7 レファレンス … 5 ページ参照

○ 障がいのある子どもに向けた取組の促進

障がいのある子どもと読書をつなぐには、点字図書^{*24}、さわる絵本^{*25}、布絵本^{*26}、録音図書（DAISY）^{*27}、電子図書^{*28}、拡大図書^{*29}、LLブック^{*30}（やさしく読める本）、対面朗読^{*31}や宅配サービス^{*32}など、障がいに応じた資料やサービスの提供が求められます。

視覚障がい者の読書活動を支援している神奈川県ライトセンター^{*13}の取組について、ガイドブックに情報を掲載し、市町村や様々な機関に情報提供を行うことにより、資料やサービスの活用の促進を図ります。

《神奈川県ライトセンターについての情報提供》

神奈川県ライトセンターは、視覚障がい者及び視覚による表現の認識に障がいのある方々のために、全国ネットの「サピエ」を活用した図書の相互貸借システムや郵送等による貸出サービスを行っています。

「情報提供事業」では、点字や録音（DAISY、テープ）図書・雑誌などの製作や閲覧・貸出と、点訳・録音・対面朗読などの個別サービスを行っています。

その他「指導訓練事業」「スポーツ振興事業」「ボランティア育成事業」「普及啓発事業」なども行っています。



本を読んで録音をしています。

《インターネット図書館「サピエ」についての情報提供》

「サピエ」は、視覚障がい者及び視覚による表現の認識に障がいのある方々に対し、さまざまな情報を点字・音声データで提供するインターネット上の図書館です。サピエ図書館は、日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っています。

神奈川県内では、神奈川県ライトセンターをはじめ 12 の団体が登録しています。

*24 点字図書 … 視覚障がいのある利用者が、指先などによって触読できるよう、点字により表現された図書資料です。

*25 さわる絵本 … 視覚障がいのある子どもたちが、手でさわって鑑賞できるように制作された絵本です。

*26 布絵本 … 布などを使い、手芸の技法を用いて絵画的表現や立体表現を作り出す絵本です。

*27 録音図書（DAISY） … 文字で書かれた図書を音声化した図書です。DAISYとは、Digital Accessible Information System（デジタル音声情報システム）の略称。

*28 電子図書 … コンピューターなどで読む電子の図書。

*29 拡大図書 … 文字や図表を大きくした図書で、主に弱視の人たちの利用を想定して制作されています。

*30 LLブック … 知的障がい等により通常の活字図書の利用が困難な人向けに、図や写真を多く使うなどの工夫をした本で、スウェーデン語で“やさしく読める”を意味する「lattelast」という語の略からLLブックと言います。

*31 対面朗読 … 視覚に障がいがある方等に、希望する資料を図書館（対面朗読室）で朗読者（音訳者）が朗読（音訳）することです。

*32 宅配サービス … 図書館への来館が困難な、利用者個人の手元に資料を届けるサービスです。

*13 神奈川県ライトセンター … 12 ページ参照

○ 日本語を母語としない子どもに向けた取組の促進

日本語を母語としない子どもの読書活動を推進するには、市町村立図書館等において、多言語による利用案内や館内の掲示、多言語でのおはなし会などの取組が必要です。

そこで、神奈川県立地球市民かながわプラザ（あーすぷらざ）^{*14}における取組や、市町村立図書館等における日本語を母語としない子どもを対象とするサービスの実施状況について、ガイドブックに情報を掲載し、市町村や様々な機関に情報提供を行うことにより、資料やサービスの活用を促します。

《神奈川県立地球市民かながわプラザ（あーすぷらざ）についての情報提供》

「あーすぷらざ」内にある、映像ライブラリーには、世界の文化や歴史にまつわる絵本や物語、環境問題や平和をテーマにした図書やDVD、外国語で書かれた絵本などをそろえた「こどもコーナー」があります。そこでは毎月1回、日本語と外国語で交互におはなしを読む、絵本の読み聞かせ会や、テーマに合わせた図書の特集展示を実施しています。



また、情報フォーラムでは日本語学習教材を豊富に揃え、子どもと保護者が手に取って見られる環境を提供しています。

《ともに生きる社会かながわ憲章》



- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

平成 28 年 10 月 14 日 神奈川県

^{*14} 神奈川県立地球市民かながわプラザ（あーすぷらざ） … 12 ページ参照

イ 大学等とのかかわりにおける読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するには、子どもの成長に応じて読書に対する視野を広げていくことが大切であることから、大学との連携も大切です。

○ 大学等の専門的な図書館との連携の促進

県立の図書館は、高校生など子どもたちに幅広く多様な資料を提供できるよう、大学等の専門的な図書館に対し、K L - N E T（神奈川県図書館情報ネットワーク）^{*22}への参加を促します。

ウ 専門・関係機関及び団体等における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動の推進について、より広く周知・啓発するためには、P T A等の社会教育関係団体やその他の専門・関係機関及び団体等との連携が必要です。

○ 「子どもゆめ基金^{*33}」の活用の促進

市町村を通じて、専門・関係機関及び団体等に対し、「子どもゆめ基金」の活用を促すことにより、子どもの読書活動の推進を図ります。

《「子どもゆめ基金」を活用している団体の事例》

絵本のつばさを広げる会（厚木市）

「絵本のつばさを広げる会」は、平成29（2017）年に設立され、読書ボランティア等の方を対象に「絵本読み聞かせ講座」を開催しています。

絵本の素晴らしさを子どもに届けることができるような読み手を育成するため、助成金を使って著名な講師を招き、絵本の選び方や読み方を学ぶとともに、絵本を深読みする楽しさを体験するなど、読み聞かせの方法や絵本の魅力を学ぶ機会を提供しています。



(5) 子どもの読書活動の普及啓発の推進

○ ブックリストの改訂と活用

時代とともに、本への関心に変容が見られることから、第三次計画において作成した「かながわ子どものためのブックリスト^{*1}」の改訂を行います。活用の促進に向け、市町村や公立図書館、関係機関等に改訂したブックリストやチラシを配布するとともに、学校や県民がいつでも利用できるように県のホームページに掲載します。

^{*22} K L - N E T（神奈川県図書館情報ネットワーク） … 24ページ参照

^{*33} 子どもゆめ基金 … 独立行政法人国立青少年教育振興機構が運営し、子どもの体験活動、読書活動、子ども向け教材の開発・普及活動など、子どもの健全育成に向けた活動に対し支援する基金制度です。平成30年度の読書活動の分野では、県内24団体が助成を受け活動しています。

^{*1} かながわ子どものためのブックリスト … 4ページ参照

○ 優良図書の普及啓発

神奈川県児童福祉審議会*⁸推薦の優良図書の広報用リーフレットを作成し、県内の公立保育所やすべての幼稚園、学校、書店、公立図書館等に配布することで、優良図書への関心を高め、家庭で本に親しむきっかけづくりを進めます。

また、神奈川県青少年指導員連絡協議会の機関紙に 神奈川県児童福祉審議会推薦の優良図書の紹介記事を掲載し、優良図書の普及啓発を行います。



平成 29 年度「優良図書」リーフレット
読んでほしい本を紹介しています。

○ 県立高等学校等における必読書・推薦書リストの公開

県立高等学校等は、読書への関心が高まるよう、生徒や家庭に向けて必読書・推薦書を選んでいきます。一部の県立高等学校等の必読書・推薦書を県のホームページに掲載するとともに、各県立高等学校等は、家庭に対してホームページを紹介することにより周知を図ります。掲載校の決定に際しては、必読書・推薦書の選定に当たっての各校の特色を生かした視点などを参考にしています。

◇「県立高校・中等教育学校 おすすめの本」ホームページ
(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/tokushoku/koukou-booklist.html>)



各校が選んだ必読書・推薦書のリストと、選んだ視点を見ることができます。

*⁸ 神奈川県児童福祉審議会 … 6 ページ参照

3 子どもが読書に親しむための情報収集・発信



(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

○ 「ファミリー読書の日」等における普及啓発活動

子どもの読書活動の重要性を周知するためには、「ファミリー読書の日」（毎月第1日曜日）、「子ども読書の日」（4月23日）、「文字・活字文化の日」（10月27日）及び読書週間（10月27日～11月9日）を中心に、普及啓発活動を行い、県民の子どもの読書活動への関心を高め、理解を深めてもらうことが大切です。

そこで、関係機関・団体等と協力して啓発物を作成し、このような期間に、子どもの読書活動の重要性について周知するとともに、学校等における取組事例を紹介することにより、継続的な普及啓発を行います。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

○ 市町村における「子ども読書活動推進計画」の取組状況の把握

市町村に対し「子ども読書活動推進にかかる取組状況調査」を実施し、市町村の「子ども読書活動推進計画」に基づく取組状況を把握します。また、調査結果は県のホームページ等に掲載するとともに、顕著な取組に関しては、先進的な事例として紹介します。

○ ヤングアダルト^{*34}層へのサービスの充実

児童から大人への架け橋となる中高生の時期は、進路選択や生き方など悩みを抱える時期でもあります。読書を通じて、その解決の糸口を得られるきっかけとなるような、ヤングアダルト層を対象としたコーナーを設置し、気軽に本と出会える場づくりをしていくよう公立図書館や公民館図書室へ働きかけをしていきます。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

○ 市町村教育委員会、幼稚園・認定こども園及び小学校・中学校への調査の実施

市町村教育委員会、幼稚園・認定こども園及び小学校・中学校に対し「学校の教育活動等の取組に関する調査」を実施し、読書活動の取組状況や、学校図書館の活用状況などを把握します。また、その結果をふまえ、研究会や会議等を通じて、情報提供や助言を行い、さらなる子どもの読書活動の推進を図ります。

○ 県立高等学校等への調査の実施

県立高等学校等における読書活動について、一斉読書や朝読書の実施状況、年間貸出冊数の状況などに加え、平日の一日の読書量が10分以上の高校生の割合について抽出調査を実施し、高校生の読書量についても把握します。また、その結果をふまえ、会議等を通じて情報提供や助言を行い、さらなる子どもの読書活動の推進を図ります。

^{*34} ヤングアダルト … 図書館関係者や出版業界では、子どもと大人の中間に位置する中学生や高校生など主に10代の利用者層のことを「ヤングアダルト」と呼んでいます。

○ 県立特別支援学校への調査の実施

県立特別支援学校に対し調査等を実施し、読書活動の推進にかかわる取組状況を把握します。また、その結果をふまえ、会議等で情報提供や助言を行い、子どもの読書活動の推進を図ります。

○ 私立学校に対する子どもの読書活動に関する情報提供

私立学校に子どもの読書活動に関する情報提供を行うことにより、その重要性についての理解の促進を図ります。

(4) 専門・関係機関及び団体等における子どもの読書活動の推進

○ 読書ボランティア団体等の活動紹介

県立図書館が主催する「子ども読書活動推進フォーラム」や生涯学習指導者研修「読書活動実践コース」において、学校等や公立図書館などで積極的に活動している読書ボランティア団体等を広く紹介することにより、読書活動の推進を図ります。



<事例発表>

H29年度子ども読書活動推進フォーラムでの
手遊びの実演

○ 読書ボランティア団体の表彰

神奈川県図書館協会が主催する「功労者表彰」において、特に、長期間にわたり活動を継続している団体や、積極的に活動を展開している団体などを表彰し、その取組を奨励します。また、表彰を受けた団体の活動を、研修会や会議の場を通じ、あるいは協会広報誌に掲載し周知することにより、読書活動の一層の推進を図ります。

○ 文部科学大臣表彰団体等の紹介

文部科学省が主催する「子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）表彰」において、優れた活動を行った団体等を表彰し、その取組を奨励します。また、表彰を受けた団体等の活動を、県のホームページや研修会の場で紹介することにより、読書活動の一層の推進を図ります。

(5) 子どもの読書活動の普及啓発の推進

○ 第四次神奈川県子ども読書活動推進計画に基づく取組の検証

神奈川県子ども読書活動推進会議と関係各課で構成するワーキング・グループにおいて、毎年度、本計画に基づく取組の検証を行い、改善を図りながら、子どもの読書活動を着実に推進します。

○ 「かながわ読書のススメ」ホームページの充実

県のホームページにおいて、読書活動の取組や、おすすめの本を紹介するコーナー等を充実させ、積極的な情報提供を行います。

基本方針における5つの方策の具体的取組

基本方針1：子どもが読書に親しむことを支える人づくり

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

- ファミリー読書の推進
- ブックスタート関連事業の推進
- セカンドブック関連事業の推進
- 保育所・保健センター及び放課後児童クラブ等への活動支援
- 「子ども読書活動推進フォーラム」の開催
- 生涯学習指導者研修「読書活動実践コース」の実施

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

- ア 図書館等における人づくり
 - 読書ボランティア等の養成支援
 - 関係機関及び団体等における交流の場の設定
 - 市町村立図書館職員を対象とする研修の実施
 - 市町村立図書館の取組についての情報提供
- イ 公民館等における人づくり
 - 公民館担当者を対象とする研修の実施
 - 公民館への取組支援
 - 放課後児童クラブ・放課後子ども教室への活動支援
 - 児童館への活動支援

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

- ア 学校等における成長に応じた子どもの読書活動の推進
- (7) 幼稚園等における読書活動の推進
 - 読書活動の計画的な取組の推進
 - 幼稚園等への活動支援
- (4) 小学校・中学校における読書活動の推進
 - 読書活動の計画的な取組の推進
 - 司書教諭・学校司書等の連携の促進
 - 学校図書館ボランティア導入の促進
 - 授業と関連した読書活動の推進
- (7) 高等学校等における読書活動の推進
 - 読書活動の計画的な取組の推進
 - 司書教諭・学校司書の連携の促進
- (1) 特別支援学校における読書活動の推進
 - 読書活動の計画的な取組の推進
 - 読書ボランティアとの連携の促進
 - 司書教諭・学校司書の連携の促進
- (4) 子どもの読書への関心を高める取組
 - 取組事例ガイドブックの作成と活用
- イ 一人ひとりに応じた読書活動の推進
 - ～支援を要する子どもへの対応～
 - 特別支援学級における取組の推進
 - 学校等と専門機関等との連携

(4) 専門・関係機関及び団体等における子どもの読書活動の推進

- ア 支援を要する子どもに向けた読書活動の推進
 - 読書ボランティアの活用の促進
- イ 企業等とのかかわりにおける読書活動の推進
 - 家庭教育協力事業者連携事業の活用
- ウ 関係機関及び団体等における読書活動の推進
 - 社会教育関係団体との連携
 - 放課後児童クラブ・放課後子ども教室への活動支援

(5) 子どもの読書活動の普及啓発の推進

- 「家庭教育ハンドブック すこやか」による啓発
- 市町村立図書館の取組事例の情報発信
- 小学校・中学校における効果的な取組事例等の情報提供
- 高等学校等における効果的な取組事例等の情報提供

基本方針 2 : 子どもが読書に親しむための環境づくり

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

- 電子機器を活用した読書へのきっかけづくり
- 動画や漫画を活用した読書へのきっかけづくり

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

- ア 図書館における環境づくり
 - 地域の図書館ネットワークの推進
 - 市町村立図書館のホームページにおける子ども向けのページ開設の促進
- イ 公民館等における環境づくり
 - 公民館における児童書の充実

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

- ア 学校図書館を利用した読書活動の推進
 - 学校図書館の利活用の促進
 - 小学校・中学校における体制整備の促進
 - 「学校だより」等の活用
 - 県立高等学校等における蔵書管理システム等の活用
 - 県立特別支援学校における学校図書館等の利用促進と電子機器の活用
- イ 学校等と専門・関係機関及び団体等との連携における読書活動の推進
 - 学校等と専門・関係機関及び団体等との連携の促進
 - 学校等と市町村立図書館との連携の促進
 - 各学校と市町村立図書館・関連施設等との連携
 - 県立高等学校等と県立図書館との連携の促進

(4) 専門・関係機関及び団体等における子どもの読書活動の推進

- ア 支援を要する子どもに向けた読書活動の推進
 - 障がいのある子どもに向けた取組の促進
 - 日本語を母語としない子どもに向けた取組の促進
- イ 大学等とのかかわりにおける読書活動の推進
 - 大学等の専門的な図書館との連携の促進
- ウ 専門・関係機関及び団体等における子どもの読書活動の推進
 - 「子どもゆめ基金」の活用の促進

(5) 子どもの読書活動の普及啓発の推進

- ブックリストの改訂と活用
- 優良図書 of 普及啓発
- 県立高等学校等における必読書・推薦書リストの公開

基本方針3：子どもが読書に親しむための情報収集・発信

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

- 「ファミリー読書の日」等における普及啓発活動

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

- 市町村における「子ども読書活動推進計画」の取組状況の把握
- ヤングアダルト層へのサービスの充実

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

- 市町村教育委員会、幼稚園・認定こども園及び小学校・中学校への調査の実施
- 県立高等学校等への調査の実施
- 県立特別支援学校への調査の実施
- 私立学校に対する子どもの読書活動に関する情報提供

(4) 専門・関係機関及び団体等における子どもの読書活動の推進

- 読書ボランティア団体等の活動紹介
- 読書ボランティア団体の表彰
- 文部科学大臣表彰団体等の紹介

(5) 子どもの読書活動の普及啓発の推進

- 第四次神奈川県子ども読書活動推進計画に基づく取組の検証
- 「かながわ読書のススメ」ホームページの充実

(取組総数：69)



Ⅲ 第四次計画の体系

第四次子ども読書活動推進計画

<取組期間>

平成 31 (2019) 年度から平成 35 (2023) 年度 (5年間)

スローガン

「友のように いつも そばに 一冊の本を」

～本との出会い、本から拓く 思いやり 心のつながりを大切に～

●めざす子どもの姿

- ◇本との出会いを楽しみにする子
- ◇本から学び、知ることの喜びを感じる子
- ◇本から感じ、思いやりの心を養い育てる子
- ◇本を糧とし、自立した人間として生きる力につなげる子
- ◇本を生活に活かし、社会とかかわる子

5つの方策

●基本方針

- 1 子どもが読書に親しむことを支える人づくり
- 2 子どもが読書に親しむための環境づくり
- 3 子どもが読書に親しむための情報収集・発信

1 家庭

家庭における子どもの読書活動の推進に向け、子どもの成長に応じた取組を行います。

2 地域

地域における子どもの読書活動の推進に向け、図書館や公民館等を中心とした取組を行います。

3 学校等

学校等における子どもの読書活動の推進に向け、教育の目標等をふまえた取組を行います。

●「子どもと本とをつなぐ」プロジェクト 5つのアクション

- ①ファミリー読書の推進
- ②子どもの読書への興味・関心の向上
- ③読書ボランティアの養成及び(学校)司書への支援
- ④図書館の利用の促進
- ⑤学校等、専門・関係機関及び団体等の連携・協働の促進

4 専門・関係機関及び団体等

専門・関係機関及び団体等における子どもの読書活動の推進に向け、大学や企業等と連携・協力した取組を行います。

5 普及啓発

子どもの読書活動への関心を高めるため、「子ども読書の日」や「ファミリー読書の日」の周知・啓発等の取組を行います。

推進体制

●県の推進体制

- ・神奈川県子ども読書活動推進会議及びワーキング・グループ
- ・社会教育主事会議等

●市町村との連携・協力体制

- ・県・市町村生涯学習・社会教育主管課長会議
- ・ホームページ等の活用の促進

●専門・関係機関及び団体等との連携・協力体制

- ・社会教育関係団体、NPO法人等
- ・専門・関係機関及び団体等との連携・協力
- ・専門・関係機関及び団体等への情報提供

【参考資料・情報提供】

(県)

- 「かながわ読書のススメ」ホームページ
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/gt2/dokushonosusume.html>
- 「神奈川県立の図書館」ホームページ
<https://www.klnet.pref.kanagawa.jp/>
- 「私が薦めるこの一冊」ホームページ
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/gt2/kodomodokusho.html>
- 「県立高校・中等教育学校 おすすめの本」ホームページ
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/tokushoku/koukou-booklist.html>
- 「かながわ子どものためのブックリスト」(平成29年3月)
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f536226/>
- 「いつでも行ける学校図書館づくり～学校図書館ボランティアハンドブック～」
(平成28年3月)
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f534190/>
- 県内の取組状況調査(市町村、公立学校での取組に関する調査結果)
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/gt2/dokusho.html>
- 子どもの心へ届けたい本 神奈川県児童福祉審議会推薦優良図書
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/p12556.html>
- 神奈川近代文学館ホームページ
<https://www.kanabun.or.jp/>
- 神奈川県ライトセンターホームページ
<http://www.kanagawalc.org/>
- 神奈川県立地球市民かながわプラザ(あーすぷらざ)ホームページ
<http://www.earthplaza.jp/>

(国・各団体)

- 文部科学省「子ども読書の情報館」
<http://www.kodomodokusyo.go.jp/>
- 文部科学省「子どもの読書活動推進ホームページ」
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/
- 文部科学省「学校図書館」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/index.htm
- 国立国会図書館国際子ども図書館
<http://www.kodomo.go.jp/>
- (公社)全国学校図書館協議会(全国SLA)
<http://www.j-sla.or.jp/>
- (公社)日本図書館協会(JLA)
<https://www.jla.or.jp/>

(関連法規)

- 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/001.htm
- 文部科学省「関係法令等(関係法令、通知、答申など)」
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/index.htm

かながわ読書のススメ～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画～ 平成31年3月



神奈川県

教育委員会教育局 生涯学習部生涯学習課

横浜市中区日本大通33 〒231-8509 電話 (045) 210-8347